

平成24年度市・県民税の申告について

～ 税制改正による年少扶養控除の廃止 ～

年少扶養控除の廃止(0～15歳)、特定扶養控除の上乗せ分廃止(16～18歳)による所得控除見直しが実施されます。

年少扶養控除の廃止

平成22年度の税制改正に伴い平成24年度の市・県民税の所得控除から年少扶養控除等が廃止になりました。平成8年1月2日以降生まれ(0歳～15歳)の年少扶養控除が廃止(33万円↓0円)になり、16歳～18歳の扶養控除が減額(45万円↓33万円)になります。

ただし、市・県民税の非課税判定における扶養人数には入りませんので、15歳以下の方を扶養している場合はもれなく申告してください。

寄附金税額控除について

「都道府県」「市町村」「日本赤十字社」「共同募金会」「うるま市社会福祉協議会」に寄附をした場合、市・県民税の税額控除を受けることができます。

寄附先からの「領収書」を持参してください。

東日本大震災に係る義援金等については領収書等がない場合でも寄附先・寄附者氏名・寄附金額の確認ができるもの(通帳・新聞記事)を持参いただくことで寄附金控除の対象となる場合があります。

市・県民税の申告

平成24年度の市民税・県民税の申告が始まります。

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税の算出のみでなく、「所得証明書」・「課税証明書」などを交付する場合にも必要なものです。

また、この申告がないと各種手続きに支障をきたす場合がありますので、期限内に申告をしてください。

申告についての詳しい内容は、1月下旬に送付予定の「申告書」及び「しおり」をご覧ください。

郵送による申告の受付

前年中に所得のなかった方、また「源泉徴収票」・「保険料控除」など必要書類が整っている方は申告書に必要事項を記載し郵送してもかまいません。

ただし、記載内容や書類に不備のある場合はお呼び出しすることがあります。

障害者控除を受ける方は、障害者手帳のコピーを添付してください。

※営業・農業・不動産所得等のある方は郵送での受付はできません。

沖縄税務署の確定申告

「所得税」・「消費税」の生じる方は確定申告が必要となります。

沖縄税務署の平成23年分の確定申告会場は次のとおりです。

【場所】 沖縄商工会議所ホール

【期間】 2月1日～3月15日
(土日・祝祭日を除く)

【時間】 午前9時～午後4時

【お問い合わせ】 沖縄税務署
☎938-0031

申告日程及び会場

(受付時間) 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

日付	対象地域	会場
2/ 7(火)	平安座・桃原・上原 宮城・池味・伊計・浜比嘉・津堅	与那城庁舎ロビー
2/ 8(水)	屋慶名・饒辺・照間	勝連シビックセンターホール
2/ 9(木)	西原(与)・与那城南風原・内間	
2/10(金)	平敷屋・平安名	石川保健相談センター
2/13(月)	嘉手刈・山城・前原(石)東恩納・美原	
2/14(火)	松島・宮前・東山・旭・港	
2/15(水)	曙・南栄・城北・中央 伊波	
2/16(木)	具志川・赤野	
2/17(金)	田場・大田	
2/20(月)	宇堅・天願・昆布・栄野比	
2/21(火)	川崎・西原(具)・安慶名	
2/22(水)	みどり町1丁目～6丁目	
2/23(木)	平良川・上平良川 上江洲	
2/24(金)	兼箇段・米原・喜仲	
2/27(月)	赤道・新赤道	
2/28(火)	江洲・豊原・前原(具)志林川	
2/29(水)	宮里・川田・塩屋・高江洲	
3/ 1(木)～ 3/15(木)	市内全域(土日を除く)	

土・日・祝日を除きます。

対象地域ごとに会場と日程を指定しておりますが、指定された日に申告できない方は、都合の良い日程を選び期限内に申告をしてください。

毎年、最終日に近くなると大変混み合い、待ち時間が長くなることが予想されますので、早めに申告を済ませてください。

お問い合わせ：市民税課 ☎973-5382